

別海町議会会議録

第2号（平成26年12月10日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 15番 中 村 忠 士 議員

② 1番 木 嶋 悦 寛 議員

③ 9番 瀧 川 榮 子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 15番 中 村 忠 士 議員

② 1番 木 嶋 悦 寛 議員

③ 9番 瀧 川 榮 子 議員

○出席議員（17名）

1番 木 嶋 悦 寛	2番 松 壽 孝 雄
3番 森 本 一 夫	4番 今 西 和 雄
5番 西 原 浩	6番 沓 澤 昌 廣
7番 小 林 敏 之	8番 安 部 政 博
9番 瀧 川 榮 子	10番 山 田 信
12番 松 原 政 勝	13番 戸 田 博 義
14番 戸 田 憲 悦	15番 中 村 忠 士
16番 佐 藤 初 雄	副議長 17番 安 田 輝 男
議長 18番 渡 邊 政 吉	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 水 沼 猛	副 町 長 磯 田 俊 夫
教 育 長 真 籠 毅	代表監査委員 志 賀 正 章
監 査 委 員 田 村 秀 男	総 務 部 長 佐 藤 次 春
福 祉 部 長 竹 中 仁	産 業 振 興 部 長 有 田 博 喜
建 設 水 道 部 長 小 西 健 夫	教 育 部 長 中 谷 隆 弘
会 計 管 理 者 田 保 圭 乙	監査委員事務局 宮 越 正 人

農委事務局長 佐々木 勉
産業振興部次長 佐藤 則夫
財政課長 河嶋 田鶴枝
介護支援課長 今野 健一
町民課長 三戸 俊人
水産みどり課長 佐藤 則夫
生涯学習課長 下地 哲

総務部次長 河嶋 田鶴枝
教育部次長 下地 哲
福祉課長 山田 一志
特養建設準備室長 竹中 仁
保健課長 門脇 芳則
学務課長 佐々木 栄典
病院事務課長 小湊 昌博

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤 和哉

主 幹 田畑 直樹

○会議録署名議員

15番 中村 忠士

17番 安田 輝男

16番 佐藤 初雄

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

ただいまから、第 2 日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、17 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 126 条の規定により、議長において指名いたします。

15 番中村議員、16 番佐藤議員、17 番安田議員、以上 3 名を指名いたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第 2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに、15 番中村忠士議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○15 番（中村忠士君） おはようございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず 1 点目ですが、子供の貧困対策についてであります。

厚生労働省の平成 25 年度国民生活基礎調査によると、子供の貧困率が 16.3%と過去最悪の状況になっています。

とりわけ、ひとり親家庭での貧困率は 54.6%となっており、何らかの対策が必要であることから、平成 25 年 6 月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、ことしの 8 月には、子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されています。

子供の貧困対策に関する町の状況や取り組み、計画などについて質問いたします。

1 点目です。当町における子供の貧困率の状況をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

まず、普段余り使われない貧困率という言葉について、若干御説明をさせていただきますが、貧困率を算出するには、世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した額を順番に並べたときに、その中央に位置する額の半分に相当する額を貧困線と定めております。

この貧困線の額は、平成 25 年度調査で 122 万円と算定されておりまして、この額に達していない人の割合を貧困率と定義して、さらに調査をした数値の中から、子供を対象として、この割合を示したものが、子供の貧困率として定義されているところです。

御質問にありますように、平成 25 年国民生活基礎調査において、厚生労働省は子供の貧困率 16.3%と発表しましたが、これは、平成 21 年に厚生労働大臣が日本政府として初めて貧困率という指標を発表して以来、最悪の数値となっております。

国民生活基礎調査は、平成 22 年国勢調査区のうちから、層化無作為により抽出した世

帯及びその世帯員を客体として、調査をしております。

しかし、この調査では、都道府県別また市町村別の数字を公表しておりませんので、御質問の本町における子供の貧困率については、把握することができないという状況になっております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 把握できていないということではありますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律、これはもう御存じのことでありましょうから、釈迦に説法かなというふうに思うのですが、地方公共団体の責務としてですね、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうになっています。

もちろん国もそういう責任あるし、道もそういう責任があるのだけど、これは地方公共団体もそういう責務がありますよということを明記しております。

それから同法ですが、調査研究という欄、第14条にですね、国及び地方公共団体は、子供の貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子供の貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものというふうになっております。

これも地方自治体、地方公共団体に対する責務として明記されている内容ですよ。そういう点からいって調査ができていないと、把握できていないというのですか、そういうことに関しては少し疑問を感じるところなのですが、この法律の趣旨からいっていかがなものでしょうか。

再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 議員おっしゃられましたとおり、この子どもの貧困対策の推進に関する法律、及びこれをもとにした子供の貧困対策に対する大綱というものの中には、今のところですね、法律の中で都道府県が取り組むべき努力義務ということで、都道府県子どもの貧困対策計画の策定というものをしなさいということが、この法律で定められております。

貧困率については、国が今回公表しております16.3%という貧困率と同じ尺度で、今、市町村がその貧困率を算出する手だてがないということでありまして、厚生労働省が行ったものと同じ、これは各戸世帯調査になりますけれども、これを全対象世帯に対して行えば、今回国が公表しております貧困率と同じ尺度での貧困率を算出することは可能だと思いますけれども、今、全国的に見ても、そこまでその調査は進んでいないのが実情なのかなというふうに考えております。

ですから策定しなくてもいいということではなく、策定するには相当の時間と、それから労力等を有するというで、そこまで作業がまだ追いついていない、そういう環境には至っていないというところでございます。

また後ほど、この後の御質問に対する答弁内容になるのかもしれませんが、北海道、都道府県におきまして、特に北海道においてもですね、今、この計画策定に向けた準備段階ということでありまして、道内各市町村につきましては、その後、都道府県が策定するという計画の方向性を見きわめた上で、市町村も計画を立てていくということになるのかなというふうに考えています。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 次の質問に関してもちょっと触れられましたので、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

ひとり親家庭の親の就業率は、全国的には母子家庭で80.6%、父子家庭で91.3%となっていますが、当町の場合はどうなっているかをお知らせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 御質問にある数値ですけれども、これは平成23年全国母子世帯等調査に基づく数値でございます。

この調査も、平成17年度の国勢調査の調査区から、無作為で基本となる5,000調査区を抽出し、父子世帯、養育者世帯、母子世帯を調査客体として実施しております。

この調査の目的は、厚生労働省において福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることとしておりまして、貧困率と同じく、都道府県や市町村別の数値を公表する内容の調査ではないため、本町のこの調査における考え方と同じ数値については把握できていないというのが状況です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 1、2番は関連していますので、ある程度の御答弁はいただいたというふうに思います。

これからの問題だと思いますので、3点目の質問に移らせていただきます。

当町における子供の貧困対策の現状や課題、今後の計画をお知らせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 当町における子供の貧困対策の現状、課題、そして今後の計画についてでございますが、お答えを申し上げたいと思います。

まず現状でございますが、現在具体的な施策といたしましては、児童扶養手当制度の周知を初め、就学児の皆さんには、教育委員会が要保護・準要保護制度、また、就学前の児童には町立幼稚園や保育園が保育料減免規定を設けまして、私立幼稚園に対しては、就園奨励費補助による手当をいたしております。

また、各地域から選出をされております民生委員・児童委員の皆さんにも、見守りや場合によっては家庭訪問もお願いをいたしているところであります。

また、ささやかであります福祉牛乳の支給事業では、ひとり親家庭の皆さんも支給対象といたしております。

このほかに間接的ではございますが、生活保護制度の申請事務に伴いまして、貧困家庭へのカウンセリングも行っております。

次に、課題についてでございますが、本町に限定されたものではありませんが、子どもの貧困対策の推進に関する法律のもとで策定をされました、子どもの貧困対策に関する大綱では10の基本的な方針、それと子どもの貧困に関する13の指標、さらに指標の改善に向けた当面の重点施策がまとめられております。

重点施策として捉えられております教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に関しては、本町においても共通する課題と捉えているところでございます。

また、先ほど部長からの答弁にもありましたように、今後につきまして、北海道では法律により求められている都道府県子どもの貧困対策計画の策定に向けました検討に、速やかに取り組んでいくということにしているところであります。

本町におきましては、現行の制度を啓発しながら十分な活用を図っていく。このことはもちろんでございますが、北海道の計画の策定状況を踏まえて、地域の実態に則した計

画、これをしっかり検討していきたい。そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 確かに町としてできるだけ施策を講じていると、とりわけ就学援助に関しましては、その範囲を拡大する等ですね、できるだけ援助をという気持ちは伝わってきています。

ぜひ、法律あるいは国や道の動きの待ちにならないように、実態把握をする等の、すぐにできることを精査していただいて、法律に則した迅速な施策をぜひとっていただきたいというふうに思うわけですが、少しずつ具体的な話に入っていきたいと思います。

4番目の質問であります。

今、町長のほうからもおっしゃられましたけれども、閣議決定された子どもの貧困対策に関する大綱には、きめ細かな学習指導による各学力保障や就学支援の充実として、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取り組み、それから奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減が明記されています。

こうした課題に対する町の取り組み状況並びに計画について、お知らせいただきたいと思います。

なお、奨学金制度の問題については、後ほどまた別の議員が質問するようですので、その部分についてはダブらない形で御答弁をいただければというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） それでは私のほうから、中村議員から質問のありました町の取り組み状況、それから今後の計画についてということで御答弁させていただきます。

先ほどから話になってます子どもの貧困対策に関する大綱につきましては、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取り組み、奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減などが明記されております。

本町における既存の制度の中では、就学援助として経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒に対して、学用品、通学用品、それからPTAの会費、学校給食費等の助成を行っております。

平成27年度からは、新たに子ども・子育て対策の一環として、就学前幼稚園児の保護者に対して、世帯所得の状況を勘案し助成措置の実施をするなど、支給対象者の拡充を図る予定をしております。

また、奨学金制度についても、現行制度の中で本町の振興と発展、役立つ有能な人材の養成と充実を図ることを目的として、奨学資金の貸し付けをしているところです。

計画についてとのことですが、大綱では、地域における施策推進への支援の中で、都道府県などの地方公共団体において、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう、働きかけるとされております。

今後、道のほうにおきましても、子供の貧困対策についての計画策定の動きが出てくると思いますので、それらの状況を注視しながら、町としてこの問題の対応について検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 先ほどの町長のお話、あるいは今の御答弁の中にありましたように、就学援助の問題については、制度を拡大しているということでの充実感と言います

か、施策の前進というものは確かに見られるのですが、そこで大綱の中にも述べられている周知徹底、きめ細かな広報等についての取り組みについて、もう少し具体的にお伺いをしたいというふうに思います。

就学援助の問題もそうですし、扶養手当の問題もそうです。確かにホームページには、確かに掲載をされていると。このホームページを見られない方、それからなかなか役場の広報にも目を通すことができないというようなこともあろうかと思います。

そういう点でのきめ細かな広報の取り組みという点での取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えいたします。

就学援助にかかわる広報につきましては、毎年広報別海3月号において周知をさせていただいております。

また、各対象の保護者には、学校を通じまして教育委員会からの文書を配付をいたしまして、就学援助制度についてのお知らせをしているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひ、学校等での周知徹底というのが、非常に効果のある直接的な広報だと思いますので、その点、学校ごとの格差が出ないような働きかけを各学校にしていきたいと思いますというふうに思います。

それから、現在ある奨学金制度というのは貸し付けでありますよね。返さなければいけないと、そしてその返し方の問題については後で質問があるようですので、この給付金の制度、奨学金を給付すると、返す必要のない奨学金制度というものに言及しているわけですよ。法律的にはね。

そういう点での町の考え方、今後検討するということなのかなというふうに思うのですが、現在の状況の中で、その点でのお考えがもしあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えいたします。

現在、本町では教育委員会が行っております奨学金の貸付制度のほかに、医療業務関係者等に対して、就職義務を持った支給という奨学金の制度もございます。

現行のところ、支給という奨学金の範囲については、その支給条例に基づく職種の範囲ということになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） それでは、教育長。

○教育長（真籠 毅君） これからの新しい大綱の中で、町としてどういう取り組みをしていくのかという御質問だと思うのですが、その国の大綱のほうでどういう方針でくるのかというのは、まだ全然見えていません。

その部分について、国が施策として奨学資金についても助成をしていく仕組みがあるのか、それは市町村単位あるいは都道府県単位で物事を考えていくのかという部分にも左右されてくると思いますので、そういった動向を見ながらですね、方針に沿った支援策というのを進めていきたいなと感じていますので、その動向を今、見守っているという状況であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 確かに大綱ができたのは数カ月前の話ですから、今できたばか

りというふうに言っても過言ではないかなというふうに思います。

そういう点では、国あるいは道の動向を見守りながらというのは確かにわかるのですが、ぜひ、先ほども言いましたけれども、町としてできる範囲での積極的な取り組みをして、別海町は本当に子育てしやすい町だというまちづくりを進めていただければというふうに思います。

5番目の質問ですが、これもひとつ具体的な問題ですが、大綱にはスクールソーシャルワーカーの配置並びに関係機関が連携した包括的な支援体制の整備についても触れられています。

この点についての町の取り組み状況や計画をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えいたします。

大綱の子供の貧困に関する指標の中で、平成25年度のスクールソーシャルワーカーの配置人数は、全国で1,008人というふうになっております。近隣では、平成23年に中標津町で導入されております。

本町においては、スクールソーシャルワーカーとしては導入しておりませんが、平成25年度に別海町中央小学校に養護教諭1名を増員配置し、そこを拠点校として、児童生徒の支援体制づくりを進めております。

不登校児童生徒への対策には、教育支援センターであるふれあいる一むの専門指導員として、スクールカウンセラーを配置し、子供の心の拠り所としていところであります。

また、本年度からは、臨時指導員が直接学校へ出向きまして、養護教諭などと意見交換をしながら、気になる子供の情報共有に努め、事前に適切な指導を行うなど積極的な生徒指導に取り組んでいるところです。

しかしながら、本町におきましてもネグレクト、いわゆる育児放棄等を含めた事案が発生しており、現在は事案ごとにケース検討会議を開催し、役場内の関係部署、学校、教育委員会、児童相談所等で連携をとりながら、問題解決に向け取り組んでおります。

大綱では、新たに自立相談支援機関が創設されるということです。その状況を踏まえながら、町として包括的な支援体制のあり方について検討してまいります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 確か、前に私質問させていただいた折に、平成25年度からの新しい措置というのをそのときにお聞きして、現実にそれが実行されているということがあります。

拠点校として、中央小学校がそういう形で先進的な取り組みをしているということに関しては、大変ありがたいことだというふうに思っているのですが、スクールソーシャルワーカーというのは、これもまた釈迦に説法ですけども、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識技術を有するという、そういう人員を配置しようということになっているわけですね。

全体的な福祉の分野、教育の分野をつなげていく、どちらにも専門的な知識を持っているという人材配置しようというのが、スクールソーシャルワーカー活用事業の趣旨だと思うのです。

そういう制度があるわけですから、それを積極的に活用するということが必要ではないだろうか、または活用することが有効ではないだろうかというふうに私は思うのですが、その点で今後、この事業を活用する等の方向性があるのかということについて、確認をさ

せていただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 現在、スクールソーシャルワーカーという正規の名前では配置はしてないのですけれども、それに近い専門の方、経験を十分に踏んだ養護教諭が非常に頑張っていたいて、本当にスクールソーシャルワーカーと同じような業務をしています。その分、学校の担任の先生方、それから家庭のほうも含めて、本当にきめ細かな働きをしていただいています。

その必要性というのは多分、町の中の人数の多いひとり親家庭等が集まってきている都市部というか、町の中には結構そういった対象になる家庭が多いというのは事実です。

それが少しずつやっぱり減少するのではなくて、社会的な現象でふえてきている傾向にありますので、これからもそういった活用事業、中標津で実際やっているわけですから、現在は中央小学校に1名しかいないのですが、例えば中学校にも必要であるということもあるでしょうし、全校というわけにはいかないと思うのですけれども、地域ごとに必要なことが発生したときに、速やかに動けるようなスクールソーシャルワーカーがいるということは、地域にとってもプラスのことですので、そういった活用事業を取りながらですね、少しふやしていきたいなというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 非常に経験豊富な方が配置されているということをお聞きしていますので、大変その点では、先進的な取り組みかなというふうに思うのです。

それをぜひ、より発展させていくという方向で頑張っていたいただければというふうに思います。

2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、教員の指導環境の改善についてということであります。

OECD、経済協力開発機構ですけれども、昨年行った国際教員指導環境調査の結果をことしの6月に公表しました。この調査から、日本の教員の指導環境の問題点が明らかになりました。

日本の教員の勤務時間は53.9時間、週当たりですね。34カ国の平均を15時間以上も上回って最長となっています。

その要因になっているものとして、日本の教員は、資料作成など事務作業が5.5時間で、参加国平均の2倍近くあると。また、部活動など課外活動指導時間が7.7時間で、参加国平均の3.7倍あることなどが示されています。

当町においても、教育現場から聞こえてくる声の中に長時間勤務の問題、煩雑な事務仕事が増えている問題、部活動、少年団活動に携わる先生方の悩みなどを切実なものがあります。

これらの現実を踏まえ、質問をいたします。

1点目です。当町における教員の勤務時間やその内容についての調査は行われているでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 本町における教員の勤務時間体制やそれらに関する調査について、町独自では実施をしておりますが、学校経営訪問時に管理職から時間外勤務縮減の取り組み状況などにつきまして、聞き取り等を行っているところでございます。

また、本年度からは教育長が直接学校へ出向きまして、教員の生の声を聞く学校出前

トークを実施しておりまして、教員から業務が多忙との意見を直接聞いているところであり、その中には、部活動、少年団活動に対すること、調査事務に関するなどが挙げられております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 対策についてお聞きします。

2番目に入ります。特に現場からの声として、教育委員会からおりてくる調査等、煩雑な事務仕事がふえてきているというものがあります。教員が、児童生徒の指導という本来の仕事にもっと時間がとれるよう改善をしていく必要があると思いますが、この点での教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えしたいと思います。

先ほど教育部長からも申し上げましたが、調査事務等が多いことは、教育委員会としても認識しているところあります。

全道、全国的にさまざまな調査が行われているわけですが、北海道教育委員会を通じて行われた調査が、平成25年度ベースですが148件に及んでおります。

これらについては、教育にかかわる諸問題の改善を図るためということで現状の調査がふえているものと考えておりますけども、それによって、本来の業務である児童生徒への指導に影響することは避けなければならないと考えております。

道教委などに調査の縮減を申し入れているのですが、なかなか実際には改善されていないというのが現状であります。

教育委員会としましては、学校現場に配慮し、事前に報告を受けている教育課程の概要ですとか、学校経営計画などについて回答できる調査については、調査票を学校へ送付しないで、教育委員会のほうで対応しているという事案もあります。

また、北海道教育委員会では、平成21年に教育職員の健康及び福祉の増進を図るということで、教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取り組み方策を定めております。この指針に基づく取り組みを、現在進めてきているところであります。

本年度は、教員が子供と向き合う時間の拡充を図るため、時間外勤務等の縮減に向けた重点取り組みとして位置づけしていたところであります。重点取り組みは、部活動休止日の設定、週休日の振りかえなどにかかわり、これまで改善されてきた制度の有効活用、定時退勤日の定期的な実施などとなっております。

これらを推進し、教育職員の健康管理を含め、本来の児童生徒への指導を充実させていきたいというふうに考えております。

そのほかに、学校現場の負担を軽減するため校務の情報化や事務の共同実施など、学校運営改善の事例の普及などを含めてですね、事務作業の負担を軽減する取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町教委だけでは、なかなかすぐに改善をされていくということにならないという、複雑な状況があるということについても、今、御答弁の中にありましたけれども、できるだけ方向性としては、教員の皆さんに子供に向き合う時間をふやすというようなことでの御答弁がありましたので、ぜひ、具体的にですね、その点を進めていっていただければというふうに思います。

聞き取り調査等もしているということでありましたけれども、ぜひ、そういう点での調

査もより細かく進めていただくような実態把握をきちんとやりながら進めていっていただきたいというふうに思います。

3点目の質問に入ります。

高齢者福祉、介護事業の充実についてお伺いをいたします。

当町には民・官各形態の介護施設があります。全体として当町の介護体制を支えており、その一つ一つが重要な役割を果たしています。

一方で、全町的な介護職員の不足が深刻な問題となっており、早急に対策をとらなければならないと思います。

この問題について、質問をいたします。

1点目です。当町の各介護施設並びに町全体の介護職員充足率については、調査されているでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

全国的に介護職員不足の傾向にある中、本町においても同様の傾向が見られます。

本町では、本年10月に各介護施設に対して、介護職員の充足状況について調査を行っております。

調査は、町内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型サービス、通所介護、通所リハビリなど10介護施設を対象として、10月1日現在の状況について実施しました。

調査内容につきましては、1点目として、施設ごとの介護職員数、職種、年齢構成、勤続時間と、平成25年4月1日から本年9月30日までの間の採用人数及び離職者数について。2点目として、職員の募集方法について。3点目として、職員の離職防止のための対策についての3項目で、対象となる全施設から回答をいただきました。

調査結果につきましては、充足していると回答のあった施設が8施設、不足と回答のあった施設が2施設という結果になっております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 全体的に見ると、当町における介護職員の不足というものが、全国的にもそうだけでも、その傾向は当町にあるというお話でありました。

そこはかなり深刻だと私は受け取っているのですが、2点目ですが、第5期の介護保険事業計画では、人材の養成というものがうたわれております。

この点での、町の取り組みの状況と課題について聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 町として、介護サービスの充実を図る上から、サービスを担う人材を育成して確保していくことは、大変重要なことだというふうに認識しております。

平成25年度には、社会福祉協議会との共催による介護員初任者研修講座を実施し、受講された12名の方全員が介護員の資格を取得しています。

また、今年度においても、引き続き研修の実施を計画しているところですが、受講者の負担軽減を図るため、昨年度と同様に、町の職員を研修講師として派遣するとともに、より受講しやすい体制を確保するため、研修費用の一部を町費で負担する予定となっております。

なお、受講者の受講動機が福祉施設及び介護事業所での勤務を目的としているというふ

うには限らないこと、また、高校生の受講希望者は、今年度卒業予定者ではない2年生以下の生徒が多いということから、受講後直ちに介護職員として勤務することができないなどの課題があるというふうに認識はしております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町としても人材の養成については、財政的支援も含めて一生懸命やっているということはわかるのですが、必要数になかなか追いついていかない、あるいは必要なところに必要な方が行くということになかなかならないというような点もあるのかなというふうに思うのです。

そこら辺ですね、少し突っ込んだ施策をしていかなかったら、今ある問題はなかなか解決しないというふうな感じがします。その点で、私はより踏み込んだ施策が必要ではないかなというふうに思うのですが、その点どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

確かに今、行っている内容といたしましては、この研修講座を継続的に実施していくことで、要員、人材の育成を図ることが具体的な対応となります。

これ以上に踏み込んだ対策ということでは、各事業所をですね、介護員として仕事を希望される方が事業所を選択する個々人の考え方もございますし、なかなかこれを調整するということですね、町の立場としては難しい部分もあるのかなというふうに考えます。

具体的にどのような方策がとれるのかということですね、この人材育成について、なかなか特効薬的なものがないというのが実態ですけれども、議員の御指摘のとおり、そのような方策が今後検討を可能なものがあればですね、前向きに町としても検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 3点目と関連しますので、3点目のほうに入ります。

現在ある介護施設については、どの施設も重要な役割を果たしており、一つでも欠けると町全体の介護施策に影響が出てくるのではないかなというふうに思います。

職員の充足を含め、各施設が今後も継続できるよう町としても支援をしていく必要があると思いますが、その点での見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えを申し上げます。

まず、それぞれの介護施設におきましては、町内の介護サービスの充実のために、大変重要な役割を果たしていただいております。

町では、今後も安定した介護サービスが継続して提供されるように、介護の担い手となる介護職員の確保のための養成研修の実施に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、建設当時、国の助成制度がまだ整っていなかったということから、十分な支援を受けられなかった事業所もございます。それらの施設の運営継続が著しく困難となった場合などの支援についても、検討していく必要があると考えております。

このほか、それぞれの事業者においては、人材の確保及び離職を防ぐための対策に取り組んでいただき、施設の安定した運営の確保のため、みずからが運営内容の評価及び見直しを行うなど、組織としての自助努力、これもしていただくことも必要であると考えております。

今後、町と事業者の皆さんがより連携を密にしながら、相互協力体制を強めていくことができるように、町としても取り組んでいくという考えであります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 施設運営に関する、ある程度踏み込んだ御答弁でもあったかなというふうに思います。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問に入らせていただきます。

地域福祉の推進を図る上で、中心的役割を果たすのが社会福祉協議会であります。

社会福祉法では、市町村社会福祉協議会は次に掲げる事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定しており、社会福祉協議会に社会的責任があることを明示しています。高齢者福祉、介護施策についても、社会福祉協議会の果たすべき社会的責任は重いものと考えます。

町と社会福祉協議会は、それぞれに社会的責任を有していますが、その関係性並びに役割分担について町はどのように考えておられるか、見解をお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

近年、少子高齢化の進行でありますとか、コミュニティの弱体化、また、厳しい社会情勢を背景にいたしまして、孤独死、虐待、ホームレスなど、さまざまな福祉課題が深刻化しているところでもございます。

そのような状況下にありまして、社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されておりますし、社会福祉の目的とする事業の企画及び実施、福祉活動への住民参加のための援助、さらには、福祉事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを行っております。

また、地域ニーズに応じた事業に取り組んでいる公共性を持った民間の団体でもあります。御質問のとおり、社会的責任を有していると言えます。

社会福祉協議会では高齢者の福祉政策として、住みなれた地域で、健康で生き生きと暮らすことのできるまちづくりを推進するため、ひきこもり、また、認知症等の予防や健康増進事業などに取り組んでおります。

また、介護施策として、独自に介護支援事業所を運営し、町民から信頼されるサービス提供を行うとともに、介護員普及のための研修会や講習会なども開催するなど、行政と互いに連携しながら、地域住民ニーズにこたえる取り組みをしております。

このように社会福祉協議会は、民間団体という特性を生かしながら、公共性の高い高齢者の介護事業、また、障害者サービス事業などの地域福祉サービスを行っておりまして、行政との関係性としては、町の福祉行政を補完する立場にあるものと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっと社協との関連について御答弁いただいたのですが、少し具体的な問題で1点だけお聞きしたいと思うのですが、社会福祉協議会、別海町の社協はですね、第4期の地域福祉実践計画というものを立てております。

これは、23年度から27年度までの計画として立てているわけですが、これを町が、ぜひ積極的に必要な範囲で見守ると言うか、支援すると言うか、ともに補完する機関だというふうにおっしゃいましたけども、町としてもこの実践計画に対しては、ある程度の責任とは言いませんけれども、これを推進していくための支援という形が必要であろうかというふうに思うのですが、その点での町の見解をお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

ただいまの御質問にありましており、27年度までの計画を、ただいま社会福祉協議会では進めているところでございます。

この計画の進捗状況につきましては、町といたしましても、おおむね計画どおりに進行しているという社会福祉協議会の考え方を確認しているところでございますし、この計画の進捗状況についても、報告を受けているところでございます。

この計画がですね、できるだけ充実した内容で進んでいくように、町といたしましても、社会福祉協議会と必要な協議調整を行いながら進めていくという考え方でおります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 社会福祉協議会からの報告は聞いているというお答えでしたけれども、ぜひですね、一定程度の公費も投入しているということもあります。

そういう点で、ある意味ですね、厳しい目も必要かなというふうに思いますので、その点ともに福祉の行政を進めるという立場ですね、必要な支援もしながら進めていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村忠士議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、1番木嶋悦寛議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○1番（木嶋悦寛君） それでは通告に従いまして、質問させていただきます。

子ども・子育て新制度に伴う支援策の推進について、本日は1問のみの質問であります。

子ども・子育て新制度が、いよいよ来年度よりスタートします。消費税10%への増税が先送りとなり、財源確保に不安を残すところではありますが、政府は予定どおりの実施を決めたことで、子ども・子育て支援に対する新たな展開に対し、期待と子育て世代の不安や不満が解消されることを願ってやみません。

ただ、町立の認可保育園・幼稚園の実質的な認定こども園への移行が28年4月からとされています。

来年度から、認定こども園に移行する民間との時間差が生じますが、ここはしっかりと準備をして、より制度を生かす方向で取り組んでいただきたいと思います。

子ども・子育ての新制度については、前出の認定こども園等による施設型保育と、新たな制度としての地域型保育があり、さらに、これまであった取り組みも、全ての子育て世帯のために利用しやすいよう変わるとしています。

そこで質問させていただきます。

1点目です。放課後児童クラブについては、現在児童館を持たない地域からの強い要望があると聞いています。

新たな制度を活用した放課後児童クラブについて、必要な地域については、来年度からのスムーズな運用が図られるべきと考えます。

実施場所については、学校の空き教室利用など既存施設の有効利用が打ち出されていますが、担当部署などをまたいだ中での連携など、実施に向け町ではどのように取り組み、進めようとしていますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

本町の放課後児童クラブの現状につきましては、既存の児童館を利用し、中央児童館に2クラブ、西児童館に1クラブの計3クラブを設置して運営しています。

1クラブの定員はおおむね40人とし、三つのクラブ合計で117名の小学校1年生から3年生までの児童が登録しており、平成25年度では、延べ1万3,340人が児童クラブを利用しています。

平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度では、地域子ども・子育て支援13事業に放課後児童クラブの設置検討が求められており、本町では、子ども・子育て支援事業計画で位置づけをしていくということとしています。

また、事業の検討に当たり、子ども・子育て会議からは、地域ニーズに応じて民間や地域団体と協力して、効率よく進めるべきとの御意見もいただいているところです。

御質問にあるとおり、現在、未設置の地域からの設置要望があることは承知しておりますし、国では基本的に学校の空き教室利用を推奨していますが、整理しなければならない課題も多いというのが現状です。

町内の学校施設はそれぞれで使用状況等が異なりますが、新制度の活用を前提に、新制度を所管する福祉部と学校施設を所管する教育委員会が情報共有と調整を図りながら、PTAや町内会とも協議の上で検討を進めてまいります。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 実際に必要性があって要望出ているわけですので、そうしたことを進めていくため、今、一番課題となっている部分というか、その課題を解決すれば次に進めるというものがもしあれば、聞かせていただきたいのですけれども。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

課題ということですが、まず第1点には実施場所の問題があると思います。

この放課後児童クラブは、年間設置開設日数が定められておりますので、それを上回る利用を確保できる施設でなければならないということから、地域で言いますと、公共的施設で言えば地域会館なども候補ではありますが、他の利用状況等を鑑みたときに、そこが利用できるかどうかというような問題もございますし、何よりも今回は、放課後児童クラブについても、条例でも規定をいたしました。その事業者、担い手が確保されるかどうかということも重要な課題だというふうに認識しております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） そうした場合ですね、実施場所、そして担い手が確保できれば事業として進めることができるということで、例えば来年度ということが、もう時間がないかもしれませんけども、そこを目指してやっていくことも可能だということで認識していいでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 議員御質問のとおりですね、それらの問題が解決、調整されれば、まだ来年の4月1日から実施ができないということではございませんし、ただ地域

の要望に合わせて、利用を予定される方の実態・実情、こういったものもしっかりと確認した上で、進めていかなければならないと認識しております。

まだ、地元から協議がされたばかりでございまして、地元の要望としては受けとめておりますけれども、そこに実際に進んでいけるかどうか、まだ今後調整が必要であるというふうに捉えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ぜひ、前向きに進めていただけたらというふうに考えます。

二つ目の質問です。町内には、夜勤のある事業所が複数存在することから、ひとり親の子育て世帯など、24時間保育があれば自分の資格を生かして仕事につける人がいると聞きます。人材確保が厳しいと言われる介護福祉の現場で、24時間保育が受けられることは貴重な人材の確保につながると考えます。

現在24時間保育を行っているのは、町立別海病院の院内保育所だけです。

新制度の地域型保育の中には事業所内保育というものがあり、地域の子供たちも一緒に保育とありますが、町立病院の院内保育所について、必要に応じて地域に開放する用意はあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（渡邊政吉君） はい、病院事務課長。

○病院事務課長（小湊昌博君） お答えします。

院内保育園は、慢性的に不足する看護職員等の安定的な確保を図ることを目的に設置しております。

施設は20名程度の利用者を想定しまして建設いたしました。交代制の職場であり通所する日や時間が異なります。現在は要望がある乳幼児等28名を受け入れている状態です。

新制度での事業所内保育園は、定員が20名の場合、町条例で地域枠として5名以上の受け入れが必要となりますが、現状の利用状況や定員管理上、新制度のもとでの給付対象となる施設への移行は、今のところ予定しておりません。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、現状28名の方を受け入れているということですが、それだけニーズがあるということですね。

そうした中で今、やっぱり先ほど言いましたようになかなか人材確保できない、その理由の中にやっぱり働く環境が持てない。特に子育て世代の場合はそうしたことがあるので、その院内保育所に限らず、これは以前にも言ったことがあるのですが、24時間保育というものを確保していくことによって、貴重な人材確保していくということもできるのかなと思います。

ただ、そのためには施設の部分ですとか、あとは人材ですとか、もちろんそのあたりも必要になってくると思いますが、町の施策として、そういうものを検討していく方向性というのはあるのではないかなというふうに考えますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 議員御質問のとおり、ニーズについては、他の事業所に勤務される保護者の方等のことを考えますと、ニーズはあるというふうな認識を持っておりますけれども、院内保育所につきましては今、病院事務課長のほうから答弁のとおり、今の施設では受け入れが困難ということで、そうなりますと新たに別の施設を検討する、または子ども・子育て支援新制度ではですね、この事業者の参入というものを前提に、この制

度設計がされているというふうに町としては捉えておりますが、民間事業者の方の参入等を含めて、今後それを実施していける環境に至るかどうかということについては、地域ニーズもいろいろ確認をした上で、検討を進めていく必要があるというふうに捉えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） そうした事業者が参入してくる際に、町として進められるような支援策ですとか、そういうものもあわせて考えていただけたらいいなと思います。

3番目の質問に移ります。

酪農業における子育て環境の充実が求められています。

基本的には家族経営である酪農業ですが、核家族化が進む中、特に新規就農の場合、大切な後継者でもある子供たちの面倒を見てくれる親族が同居していない場合も見受けられます。

新制度に盛り込まれている居宅訪問型保育があれば、搾乳時間などで子供の世話ができない場合の手助けになります。

また、保育園などを利用している場合の子供の送迎対策など、もちろん行政が全て担うということは無理がありますが、基幹産業である酪農業をさらに発展させ、後継者不足からの離農に歯止めをかけるためにも重要な施策と考えます。

町の考え方をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 町の考え方ですが、町の子ども・子育て会議の中でも酪農地域での子育て、具体的には僻地保育園通園地域での搾乳時間帯の保育について、議論がありました。

子ども・子育て支援新制度では、地域型保育給付の中に四つの形態があります。

その一つである居宅訪問型保育、これにつきましては、一定の条件のもとで保護者の自宅に家庭的保育者が訪問し、ゼロ歳児から2歳児の1人の保育するという事業でございます。

地域型保育給付につきましては、本年9月定例会において設備及び運営に関する基準を条例で決めました。この事業も個人事業者を含め、町が認可する民間事業者等が事業展開を図るものであります。

今後、認可基準を満たす事業者の参入を促進できれば、有効な対策であると考えているところであります。

また、送迎対策を行政が全面的に実施することには、議員もお考えのとおり困難があると思われますし、単に送迎サービスが受けられても、降園後の保育をどう行っていくのか、この課題もあります。

このように、就農援助や離農防止対策に有効で即効性のある保育施策については、新制度においても、そのまま当てはまる事業についてはありませんが、今後も実情を考慮した検討を行っていくことが必要である。そのように考えているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、町長の答弁の中に、やはり民間の参入が必要ということであつたのですが、これは民間参入しても、なかなか収益性の上がる部分ではないと思うのですね、この居宅訪問型というのはね。非常に経費がかかる、経費倒れしてしまうようなものなのですが、これについては、やはり公的な援助・支援が入ってこそ成り立つものか

なというふうに考えますので、このことについても、民間の人たちのそういう機運を高めるためにも、町としてこういう制度がありますよということで、進めるような広報していただきたいなというふうに考えます。

4 番目の質問になります。

町では、病児保育についてどのような取り組みがなされているか、現状と今後の方向性をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えします。

本町では、病児保育を実施している施設は今のところございません。

実情としてですけれども、町立保育園を例としますと、園児の体温が37.5度以上で発熱と認め、保護者に園児の状態を連絡します。さらに38度になった段階で、迎えの要請をするという措置をとっているのが実態です。

新制度では、地域子ども・子育て支援13事業の一つに病児保育事業がありますが、これは、病児を病院・保育所等に付属する専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業と定義されております。

核家族化が進む現在、ニーズが高い事業であることは認識しており、町の子ども・子育て会議の中でも議論されました。

しかし、町立別海病院の一部を専用スペースとすることは、病院の運営上、困難ということ、また予定の立たない特殊な保育であることから、看護師及び保育士を確保するという問題もあり、町単独での事業所開所は、当面難しい状況であるとの結論に会議では至りました。

13事業には病児保育事業のほかに、ファミリー・サポート・センター事業という子育て援助活動支援事業があります。

これは、乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者、援助を受ける者、行う者、この両方が相互援助活動に関する連絡調整を行う事業となっております。子ども・子育て会議からは、この事業の活用についての御意見もいただいているところから、活用の可能性について検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 病児についてはですね、登園中の病気・病変についてだけではなく、子供が熱を出してしまったが、どうしても仕事に行かなければいけないといったときの預かりですとか、そういう部分もあると思います。

それで今言われたように、施設を用意してそこで病児保育するという部分と、あと全国的に見るとですね、非施設型と言われていて、これは民間が当然やっているわけですが、要するに訪問して病児を見るというやり方もありますね。

そうした中で、これは本当にせっぱ詰まった問題でもあると思うのです。この病児については、ですから、これは真剣に取り組んでいかなければいけないし、また、先ほど言った民間の参入をしやすくする、現在子育て支援をしているグループ、あとは個人的にされている方だとかがあるのですが、そういう人たちの起業をサポートするだとか、ということで、この子育てというものを一つの産業と捉えて、それでそういうのを町がバックアップしていく、それをするによって子育てもうまくいくし、町としても新しい事業、制度に対して、ある一定の成果を出すことができるのではないかというふうに思うの

ですが、そうした新制度の中だけにとらわれない幅広い視点で病児保育に対して取り組んでいってはどうかというふうに考えますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

議員が今おっしゃられたとおりですね、この子ども・子育てにつきましては、今、国から示されております子ども・子育て支援事業にかかわらず、この枠にとらわれずにですね、総体的に本町の子ども・子育て施策を考えていく必要があるというふうに所管部署では認識をして作業を進めているところですけれども、これまでも議会に御説明をさせていただいたとおりですね、なかなかこの制度全容が見えてこない中で、先ほどの放課後児童クラブのお話にもありましたが、町としての一定の支援も含めて検討されてはどうかという御意見だったかと思えますけれども、町といたしましても、もちろん事業が起きていく段階では、町として必要な支援策も検討していく必要があるのではないのかなというふうに考えております。

しかし、この制度全容が今のところまだはっきりしない中で、最終的には本年度中にですね、この3月までに子ども・子育て支援事業計画というものを策定するということとなっておりますので、財政的な負担のあり方も含めて、総合的な計画としてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 先日、議会のほうでも芽室町へ視察に行きまして、非常に先進的な取り組みをされていると。人口がかなりふえているということです。

これについては、やはり費用対効果という点でもですね、ここにかかるお金が、直接町の財政にかかわってくる、はね返ってくる、非常に効果があるという意味で、これはお金をかける意味もあるのではないかなというふうに考えますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後の5番目の質問になります。

町立幼稚園の認定こども園への移行の際に、3号認定の子供たちの受け入れに関し、町はどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えいたします。

子ども・子育て支援新制度への移行に当たりまして、町立の幼稚園3園につきましては、新制度の趣旨に基づいて、教育と保育を一緒に受けることができる認定こども園への移行を平成28年度から予定しております。

認定こども園への移行によりまして保育所の機能を持つこととなりますけれども、保育所としての児童の受け入れにつきましては、3歳児以上の2号認定子供と、御質問の3歳未満の3号認定子供で要件が大きく異なってきます。

例えば、食事の提供につきましては、2号の認定の場合には外部搬入が可能であるのに対して、3号認定につきましては自園調理が必要となります。

また、移行時に必須ではありませんが、実態としては乳児室、それから匍匐室の設置が必要となることや、保育士の確保の問題等、3歳未満の児童を受け入れるためには乗り越えなければならない課題も実は多くあります。

現在、町内で3歳未満の保育を行っているのは、別海、それから上西春別の認可保育園の2園ですが、制度移行後の3号認定子供の受け入れにつきましては、策定へ向け協議が

進められている別海町子ども・子育て支援事業計画の中で、同じく認定こども園への移行を予定している僻地保育園での取り扱いとともに検討していくこととしておりますので、そういったところを踏まえて、しっかり考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 難しいということは重々承知しておりますが、ここにもやはりニーズがあるというところとして捉えていただいてですね、何とか進めていただくような方向で考えていただきたいなというふうに思います。

特に福祉、子供に関してもそうですが、日々状況が変わっていくようなところもあります。法律も変わっていています。そういう中で先取りをしていくというのも、町の姿勢として問われるのかなというふうに考えます。

やはり、この町に住み続けたいということを思える人たちを1人でもふやすことが大事なことだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋悦寛議員の一般質問を終了いたします。

続けて、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1点目として、乳幼児医療給付事業の拡大実施についてです。

子育て支援の充実として、平成26年度行政執行方針では、子供は社会の希望であり未来をつくる力と表現し、子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、子供の一人一人や保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つとしました。

教育、保育はもとより、健やかな育ちに医療をはずすことはできません。

現在、道内では、乳幼児等医療給付事業の市町村における拡大実施が大きく進んでいます。そこでお聞きします。

1点目として、道内市町村による乳幼児等医療給付事業の拡大実施状況を把握しておられるかについて、まずお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

乳幼児等医療給付事業の医療費助成を、道の基準より何らかの形で拡大している市町村は、平成26年4月1日現在、全道179市町村のうち139市町村と把握をしております。

助成拡大の内容は、高校卒業までの助成が13市町村、中学校卒業までが72市町村、小学校卒業までが17市町村、所得制限の撤廃などその他の助成を行っている市町村は37市町村で、拡大助成を行っていないのは、本町を含めまして40市町村となっております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今、お答えいただきましたように、大変たくさんの市町村が拡大実施をしています。

それで2点目に入りますけれども、各市町村が拡大実施に向けて動く理由として、少子化抑制、子育て支援の目的もあると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 医療費助成の拡大は、子供の健康保持と増進を目的としていて捉えておりますが、御質問のとおり、少子化抑制、子育て支援の有効な施策の一つであるというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 有効な施策の一つであるということで判断しておられるということで、大変大切な言葉だと思いますけれども、三つ目に移ります。

住む市町村によって、子供の医療費の負担の違いに戸惑う親御さんの声を聞いています。市町村によって給付対象の範囲が異なることについての考え方をお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 現在の北海道の助成内容は、通院助成が小学校就学前まで、入院助成が小学校卒業までです。また、3歳未満児と住民税非課税世帯については、初診時一部負担金のみの負担、その他は1割の自己負担となっています。

助成は全道一律で行われることが望ましいと思いますが、現実としては各自治体における財政状況や産業人口構成の違いにより、医療費の助成拡大に対する施策も異なっているというところがございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今お答えの中で、自治体による財政状況によっても異なってくるということをお聞きしました。

そこで、24年度の先ほど言われた拡大実施をしている市町村で、小さい自治体とか、それから別海町によく似た自治体の決算カードを見てみることにしました。

その中では、そんなに財政調整基金、そういうものがたくさん残っていない自治体でも、この給付事業拡大実施をしている市町村がたくさんあるのだなということ確認しています。

かえって札幌とか旭川とか大きな市ですね、夕張はちょっと難しいのでしょうかけれども、大きな市、人口の多いところはなかなかできていないのですけれども、小さな町や村はたくさんの方が実施しています。

そういうことで、ただ財政事情だけで実施してできていないということではなくて、町の姿勢というのも大きくかかわってくるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

財政事情と申しましたのは一つの要因としてということでございますので、本町が今現在未実施であるということは、財政事情のみが原因ということではございません。

その他、対象となる子供の数でありますとか、そういったいろいろな要因が含まれているというふうになりますけれども、今財政調整基金の話も出ましたが、財政調整基金は議員御存じのとおり、町が不測の状況になったときに手当するための基金として準備をしているものでございますが、ただいま御質問の医療費の給付事業、助成につきましては恒久的なものとして捉えていかなければならないと思いますので、財政制度上も、しっかりとした設計がされていかなければならないのかなというふうに考えております。

御質問の中に後ほど町としての考え方というものもございますので、町としても、だからいいということで放置しているということではございません。後ほどまた御答弁させて

いただきますけれども、現状としてはそのように捉えているというところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） それでは、次の質問に移ります。

多くの市町村で、道や国の動きを待つことができずに市町村単独で拡大実施について動き始めています。この動きは、国や道を今後どう動かし、子供の医療給付事業の拡充の力になると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

各自治体が人口減少や少子化の問題で、医療費の助成の拡大につきまして、いろいろと施策を行ってきております。

助成拡大の事業につきましては、それぞれの自治体で実施する地方単独事業となっておりますため、国庫負担金の対象外となっております。各自治体からは子育て、少子化対策などに関する地方の努力が報われていないのではないかと、そのような意見も出ているところであります。

別海町だけではなく自治体にとって、医療費助成の拡大については、国や道の制度においてまず実施されると、そのことを強く望んでいるところでもございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 26年7月3日に全国町村会というところから、国への要望が出ていました。

これは本当にわかりやすいものだったのですけれども、その中で少子化社会対策ということで、乳幼児等医療費助成事業、ひとり親家庭の医療費に対する助成について、全国統一的な制度を図るなど適切な措置を講じることということで、単独ではなくて全体的に同じように、住む町によって公平性が損なわれることのないようにということで、大きく町村会でも動いているというのを確認することができています。

ですので、今、町長もお話になりましたように、これからさまざま大きく動いていくのかなと思っています。

次の五つ目の質問に移ります。

北海道では、半数以上の市町村が拡充実施へと動いています。子供の健康を守ることは、行政執行方針の言葉を借りるなら未来への投資であり、未来への希望につながります。

来年度における乳幼児等医療費給付事業の拡大実施が待たれています。町として事業を拡充する考えがあるか、お聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

議員のおっしゃるとおりですね、私どもも子供に対する子育て支援含めて、まさに未来への投資でありますし、子供は社会の希望でありますし、未来をつくる力でもある。そのように地域全体で取り組むべき重要な課題の一つである。そのように認識をいたしております。

給付費の助成の拡大につきましては、子ども・子育て支援施策として、1年ほど前から、道内各自治体の取り組みなどの状況を調べて検討してきております。

ほかの子育て支援事業も含めまして、政策の効果や財政への影響などを考え、実施時期について検討をまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 実施時期について検討していくということで、大変力強いお言葉なのですが、この鉤根地域では、本当にこの拡大事業というのが進んでいません。

標津では、やっとそれに踏み切るということで子供の数が471名、計上の予算が年間見込みで1,400万円ということです。

別海町は子供の数が中学生までで1,458名ということで、これを標津と同じような状況で計算すると、大体4,300万ぐらいかかるのかなと思っています。

これをずっと継続してやっていくということは、大変事業費としても大きな部分を占めると思いますが、ぜひ、子供を健康に育てていくためにいい方向で検討していただければと考えます。

次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問に入ります。

奨学資金貸付の償還減免対象の拡大をということです。

先進国では大学の授業料が必要のない国もある中で、高額な授業料を支払わなくてはならない専門学校や大学に通う学生たちがいるのが日本の現状です。奨学金を利用する学生も多く、別海町の奨学金貸付を利用する町内出身者も道内、道外へと広がっています。

別海町奨学資金貸付条例の償還金減免の第11条第2項では、「教育委員会は、償還義務者が本町の振興と発展のために、町が特に必要と認めた業務に引き続き3年以上従事したときは、3年を経過した日から以降に従事した期間に応じて、納入すべき額を減免することができる。」とあります。このことは、大変借りた側にとっても助かる制度だと思います。

町が特に認めるの文言は漠然としており、減免の申請をする人の諦めにつながる可能性もあります。

そこでお聞きします。

1点目として、資格や要件は医学、看護、教育のほか、現在町が特に必要と認める知識を持つ人材とは、どのような学業や技術を習得した人を指しているのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えいたします。

貸し付けに係る資格要件についての御質問かと思えます。

奨学資金貸付による資格及び要件につきましては、医科大学または教員養成大学に在学、特殊な技能教育または専門教育等に在学、看護学校または看護師養成所に在学、これ以外の大学で適当と認められる学校に在学している者で、心身健康であること、学術優秀で性行が善良であること、在学していた学校長の推薦のある者、学資金の支弁が困難と認められることが要件となっております。

本貸付に関しましては、経済的理由によって就学が困難な者に対して広く活用される制度として、高等学校卒業後さらに進学する生徒を対象としており、特定の学校、大学を想定しているものではなく、広く貸し付けを行っている状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） そうしますと特定の者、医学とか、看護とか、教育とかいうことは、この条例の中にも明記されているのですが、それでなくて特殊技能とか、専門学校とか行っているということで町に帰ってきた場合、3年間以上勤め始めた人たちに対

して借りた人が町に申請をしてみると、減免が可能になるかどうかがわかるということになるのでしょうか。

申請することはできるということでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えいたします。

この貸し付けの制度に関して、減免の規定はございます。

失礼しました。申請する資格という部分ではございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 奨学金の支給のところで、医学、看護、教育というところ、本当に高額な支給、こっちに来て、かなり長い間、5年間とか働かなくてはならないのですけれども支給というのがありますので、その支給を受けた人のほかに、医学とか看護とか、その人たちはきっと受けるとすれば支給のほうに、支給の奨学金のほうに動いていくと思うのですけれども、ほかの特殊な技能を持った人たち、専門の学校に行った人たちが、その減免を受けられるということに認識して借りて、帰ってきたときに減免をしてもらっている人がどれぐらいいるのか、お聞きしたいのですが。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えいたします。

この貸し付けの奨学金制度を利用されまして、減免の申請をされた方につきましては、これまでおりません。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 減免の申請を受け付けした方がおられないということは、この減免制度を知らないのか、それともそれに該当しなかったのか。申請したけれども該当しないために減免対象にはならなかったのかということをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えいたします。

申請をされたときに、規則等の御説明はさせていただいておりますけれども、皆さん御存じかどうかは別にいたしまして、結果といたしましては、減免の条件に当たる方で申請をされた方が今までいなかったということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 次の質問にもちょっとかぶってきますので、2点目に移ります。

学び終え別海町に帰ってきた若者が力を発揮し、必要と認められるまでには時間がかかるかもしれません。

減免対象拡大する若者への応援は、大きな未来への投資にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育長。

○教育長（真籠 毅君） 瀧川議員の御質問にお答えしたいと思います。

本町の振興と発展をさせるために、多くの若者が地元に戻り、社会人として力を発揮するということは、本町が目指している真の地域振興につながるものと考えております。

奨学資金の貸付条例では、特別な事情がある場合は減免措置を講ずることとしておりますが、その中で本町の振興と発展のために、町が特に必要と認めた業務に引き続き3年以上従事したときは、3年を経過した日から以降に従事した期間に応じて、納入すべき額を

減免することができるとしております。

さらに規則の中で、教育長と町長が協議の上、特に必要と認める業務と決定したものと規定されている状況です。

特に必要と認める業務については、現在具体的に定めていないことから、その都度協議しながら判断し、決定をするということになっていくと思います。

医師及び看護師などの特別な職種につきましては、奨学資金支給制度のほうで、就職義務を履行することによって償還を必要としない奨学金を活用していただいております。それ以外の職種につきましては、貸付制度の活用を想定しております。

現在のところ、貸付条例における減免を適用する職種は設定しておりません。しかしながら、近年、経済的理由によって就学が続けられない学生の増加、それから奨学金の返還に苦慮する受給者が増加している状況もありますので、民間の奨学金制度やほかの自治体が行って制度を研究していきながら、奨学金の貸し付け及び減免のあり方についてですね、積極的に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 何回か、この質問の場でも言ったことがあると思うのですが、別海高校の子供たちのアンケートの中には、別海町に将来的には帰ってきたいのだという子供の意見がたくさんあって、そして、別海の自然はこのまま残してほしいという要望もあります。別海町を愛しているのだなというのを、そのアンケートの中から見ることができます。

ですので、別海町の中にいるだけで一生過ごすというのも、若者にとっては、しんどいときもあるのかなと思います。学びに外に出るというのも大切で、外に出ていろいろなことを学んで、そして別海町に帰ってきて、その経験したことを生かしていくというのは大切なことだと思います。

ここで奨学金の貸付制度、別海町としての充実した貸付制度があれば、それを大いに活用して、別海町にまた戻ってくるということになって、大きく羽ばたいてくれるのかなと思います。

ですので、ぜひ、本当は支給の方向に動いてほしいというのが切なる願いなのですが、貸付金制度の中で減免があるのであれば、ぜひ、教育長や町長の中で話し合って、今までは申請してもだめだったというような方たちも、これなら大丈夫ではないかというところを拡大していただいて、子供たちに金銭的なところで負担ができるだけ少ない、そんな方向で、別海町の中で一歩踏み出していただければいいなと思いますので、いい方向で検討していただけることを願って、質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。

これで一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

議案調査のため、12月11日の1日、休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、１２月１１日の１日、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、１１日は各常任委員会が午前１０時から開催されますので、よろしくお願いいたします。

それでは皆さん、御苦勞さまでございました。

散会 午前１１時５９分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員